

院外処方せんにおける疑義照会プロトコル

横須賀市立総合医療センター薬剤部

横須賀市立総合医療センターでは、調剤上の形式的な変更に伴う疑義照会をプロトコル化し、処方医・保険薬局の負担を軽減し待ち時間短縮等の効率化を図る目的で「院外処方せんにおける疑義照会プロトコル」を作成しました。

プロトコルの運用を希望される保険薬局は、下記の【適応条件】に合意することが必要です。合意できることをご確認し、【疑義照会不要の細則】を実施していただきますよう、お願いいたします。

【適応条件】

- ・患者が不利益を被らないように十分な説明を行い、同意を得た上で変更する。
- ・先発医薬品において「変更不可」にチェックがある場合や「剤形変更不可」、「含量規格変更不可」等の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・処方変更は医薬品の適応、用法用量を遵守する。
- ・判断に迷う場合等は、通常通り疑義照会を行う。

【処方変更・調剤後の連絡】

- ・処方変更した場合は、その内容を FAX（046-845-5093）で報告してください。
- ・一般名処方に基づいて調剤した場合や後発医薬品の変更の連絡は不要です。

【開始時期について】

開始時期：令和 8 年 4 月 1 日

【疑義照会不要の細則】

1. 成分名が同一の銘柄変更

例 1) 後発品→先発品

アムロジピン OD 錠 5 mg→ノルバスク OD 錠 5 mg

例 2) 先発品→先発品

グラクティブ錠 50mg→ジャヌビア錠 50mg

【注意】 適応外使用にならないよう留意する

2. 剤型の変更

例1) 普通錠⇔OD錠

ロスバスタチン錠 2.5mg⇔ロスバスタチン OD錠 2.5mg

例2) 錠剤(粉碎)→散剤

カルボシステイン錠 250mg2錠(粉碎)→カルボシステイン細粒 50%1g

【注意】・用法用量が変わらない場合のみ可

・軟膏からクリーム、クリームから軟膏の変更は不可

3. 規格の変更

例1) フロセミド錠 20mg2錠⇔フロセミド錠 40mg1錠

例2) ワーファリン錠 1mg3.5錠⇔ワーファリン錠 1mg3錠+ワーファリン錠 0.5mg1錠

【注意】適応外使用にならないように留意する

4. 処方日数の変更

・「1日おき」「月・水・金」等指示された場合、連日投与の日数で処方された場合

例1) 他の処方薬が28日分処方されている場合の

バクタ配合錠 1錠朝食後1日おき 28日分→14日分へ

・ビスホスホネート系の週1回、月1回製剤が、連日投与の日数で処方された場合

例2) 他の処方薬が28日分処方されている場合の

ボナロン錠 35mg1錠起床時 28日分→4日分へ

5. 数量の変更

・湿布薬の枚数変更

6枚入り、7枚入り等枚数が異なる場合は処方に近い枚数へ変更可

・インスリン、針の数量が次回外来まで不足の場合の数量変更

6. 用法の変更

ビスホスホネート製剤(内服)、リベルサス錠の用法は「起床時」へ

7. 1包化指示追加

患者のアドヒアランスを考慮し、必要と判断した場合

【注意】・抗悪性腫瘍薬、1包化不可薬剤を除く

・安定性データに留意する

8. 残薬調整に伴う日数変更

残薬の数量を確認できた場合に、患者同意のもと日数変更を行い、事後にて報告する